

指認証規定改定のお知らせ

当行では本年1月よりATMでのお取引について指認証による本人確認の取扱いを開始しておりますが、これを窓口のお取引でもご利用いただけるよう準備をすすめております。

これにともないまして指認証規定を見直し、窓口の取引にかかる項を追加して以下のとおり改定します。

記

■ 改定内容

| 変更条項 | 内 容 |
|-------------|--|
| 第3条 | (取扱店の範囲) (2)指認証用データの照合は、 <u>当行本支店の窓口及び当行所定の指認証装置付現金自動預入払出兼用機</u> (以下「指認証装置付ATM」といいます。)にてお取扱いをします。 |
| 第5条 | (指認証の利用範囲) (1)指認証対象口座に関し、 <u>当行本支店の窓口にて預入れ・払戻し(払戻しによる振替取引、本人の預金口座間の振替、各種手数料の引落としも含みます。)</u> を行う場合、 <u>その他当行所定の各種届出(紛失届・変更届等)および取引(貸金庫の開庫依頼等)を行う場合は、指認証による本人確認を行います。</u> (2)指認証対象口座に関し、 <u>当行所定の指認証装置付ATMでお引出し等、当行所定の取引をする場合は、指認証による本人確認を行います。</u> |
| 第6条 | (認証用データの照合) (1)当行本支店の窓口にて、 <u>指認証対象口座の預入れ・払戻し(払戻しによる振替取引、本人の預金口座間の振替、各種手数料の引落としも含みます。)</u> 、 <u>その他当行所定の各種届出(紛失届・変更届等)および取引(貸金庫の開庫依頼等)の手続きを行います。</u> (2)第1項の取引について、 <u>当行は指認証用データについて当行所定の機器によって同一性が認定された場合に取引を行います。</u> なお、払戻しにおいては、 <u>入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。</u> (3)指認証対象口座に関し、 <u>指認証装置付ATMで引出し等行う場合は、当行所定の指認証装置付ATM画面表示の操作手順に従ってご利用ください。</u> (4)第3項の取引について、 <u>当行は指認証用データについて当行所定の機器によって同一性が認定された場合に取引を行います。</u> なお、払戻しにおいては、 <u>入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行うことがあります。</u> (5)第2項および第4項の規定にかかわらず、 <u>当行が当行所定の機器で指認証による照合が不可能と判断した場合、その他相当の事由がある場合(指認証装置等の障害がある場合を含みます。)</u> には、 <u>当行は指認証用のデータの照合は行わず、当行所定の方法で払戻し等を行います。</u> |
| 第9条 | (指認証を利用した場合の当行の責任について) (1)第6条第2項または第4項に従い払戻し等を行った場合には、 <u>当行は責任を負いません。</u> |
| 個人情報保護法関連条項 | (2)指認証を使用する当行との間の銀行取引については原則として次に定めるところによります。 ① <u>当行本支店の窓口において、当行所定の機器を使用して、当行所定の取引を行う場合</u> ② <u>当行所定の指認証装置付ATMを使用して、当行所定の取引を行う場合</u> |

※窓口でのお取引にかかる項を追加(下線部分)し、後続の項番や引用箇所を変更・追加(2重下線部分)します。

■ 適用日

平成30年4月16日(月)より

くわしくは、窓口へお問い合わせください。



もみじ銀行